

豊岡市役所本庁舎内での弁当等販売事業者募集に関する要項

豊岡市役所本庁舎食堂スペースで弁当等を販売する事業者を募集する。

1 目 的

食堂スペースの有効活用や、市職員の福利厚生及び来庁者の利便性を確保するため、弁当、おにぎり、パン等を販売する事業者（以下「販売事業者」という。）を募集するもの。2026 年度下半期の販売延長の意向確認の結果、販売事業者が不足したため、追加募集を行う。

2 内 容

- (1) 所 在 地 豊岡市中央町 2 番 4 号
- (2) 販売場所 豊岡市役所本庁舎 2 階食堂スペース
※市が販売テーブル（サイズ 1800mm×800mm）を配置します。
- (3) 販売スペース 約 2 m²を 3 カ所程度
- (4) 販 売 日 2026 年 10 月 1 日からの平日のみ、各曜日の担当販売事業者（今回は月、水、金曜日の 3 者）を募集します。
- (5) 販売時間 午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分
- (6) 販売価格 販売品目及び価格設定については自由とする。
- (7) 販売実績 現在は、平均一日当たり 30 食程度を販売しています。
※今後の売上げを保証するものではありません。

3 使用許可条件

- (1) 使用許可 豊岡市庁舎管理規則第 6 条の規定に基づき、本庁舎 2 階食堂スペースの一部を、弁当等の販売のために、販売事業者を使用させる。
- (2) 許可期間 2026 年 10 月 1 日から 3 月 31 日まで
- (3) 使 用 料 無料
- (4) 備 品 弁当等を販売するために必要な備品は、販売用テーブルを除き、販売事業者が準備をする。
- (5) そ の 他
 - ア 販売事業者は、環境に配慮した容器の使用に努める。
 - イ 許可期間内であっても、状況の変化に応じて、使用許可を取り消す場合がある。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り、応募することができる。

- (1) 豊岡市内で飲食業を営んでいること。
- (2) 弁当等の販売にあたり、法令により必要な許可・資格を有すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (5) 豊岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は関係機関等でないこと。

5 応募手続

(1) 応募方法

ア 電子申込

市ホームページから必要書類をダウンロードし、メールで送信してください。URLは以下のとおりです。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/nyusatsu/kobo/1006384/index.html>

【受付期間】 2026年9月15日（火）～9月25日（金）

【送信先】 soumu@city.toyooka.lg.jp

イ 郵便申込

必要書類を以下の送付先に送付してください。

【受付期間】 2026年9月15日（火）～9月25日（金）消印有効

【送付先】 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

豊岡市役所 総務部 総務課 行政係 宛

ウ 持参申込

必要書類を以下の提出先に持参してください。

【受付期間】 2026年9月15日（火）～9月25日（金）

（土日祝日を除く）9時～16時30分

【提出先】 豊岡市役所4階 総務課 行政係

(2) 必要書類

ア 豊岡市役所本庁舎弁当等販売申請書

イ 販売メニュー企画書

ウ 食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

(3) 現地見学会

応募を検討される事業者向けの現地見学会を実施します。

見学を希望される場合は、「9 問い合わせ先」まで、ご連絡ください。

6 販売事業者の決定等

(1) 応募書類の確認

応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者とします。
ただし、応募多数の場合は、抽選等で調整する場合があります。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ア 応募資格のない者によるもの
- イ 指定の日時までに提出がなかったもの
- ウ 記載内容に不備があるもの

(2) 販売事業者の決定及び公表

販売事業者の決定は、9月29日（火）頃を予定しています。事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果をお知らせします。

また、市ホームページに販売事業者名を掲載します。

7 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、市の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項、仕様書の各条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として、不適当と認められる場合

8 その他

- (1) 弁当等は、各店舗であらかじめ作ってきたものに限り、その場で調理や盛り付けをするものは販売できません。
- (2) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や、食品表示法に基づく表示については事前に保健所に問合せの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
- (3) 販売時間中は、販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については、販売事業者で対応してください。
- (4) 販売する弁当等に関するトラブルについて、市は一切の責任を負いません。
- (5) 市は、特定の事業者への販売促進は行いません。

9 問い合わせ先

豊岡市役所 総務部 総務課 行政係

担当：山本、篠原

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL：0796-23-1116

FAX：0796-24-2575

Eメール：soumu@city.toyooka.lg.jp